2022年11月30日

各　　位

会社名	株式会社プロルート丸光
代表者	代表取締役社長　森本裕文
	（東証スタンダード市場・コード番号：8256）
問合せ先	管理本部長　中原秀和
TEL	06-6262-0303

第三者割当による2022年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行完了に関するお知らせ

2022年11月14日開催の当社取締役会において決議いたしました、香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited（香港SFC登録番号：BMW115）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます。）及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）であるLMA SPCの分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であるMAP246 Segregated Portfolio（以下「MAP246」といい、LCAO及びMAP246を総称して、以下「割当先」といいます。）に対する、第三者割当による2022年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権部分を「本転換社債新株予約権」、その社債部分を「本社債」といいます。）及び第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日までに払込みが完了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。また、2021年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却が本日完了しましたので合わせてお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2022年11月14日付で公表いたしました「第三者割当による第2022年1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに2021年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の買入消却に関するお知らせ」をご参照ください。

記

１．本新株予約権付社債発行の概要

①	払込期日	2022年11月30日
②	新株予約権の総数	25個
③	社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金500,000,000円（各社債の金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④	当該発行による潜在株式数	5,446,622株 上記潜在株式数は、当初転換価額である91.80円で転換された場合における最大交付株式数です。 本新株予約権付社債の上限転換価額はありません。

		下限転換価額は45.90円であり、下限転換価額における潜在株式数は10,893,245株です。
⑤	調達資金の額	総額500,000,000円
⑥	転換価額及びその修正条項	当初転換価額は91.80円とします。 2022年12月1日以降、本転換社債新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「CB修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「CB修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第２位未満の端数を切り上げた金額（以下「CB修正基準日価額」といいます。）が、当該CB修正基準日の直前に有効な転換価額を0.01円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正基準日価額に修正されます（修正後の転換価額を以下「修正後転換価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額である45.90円を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。
⑦	募集又は割当て方法（割当先）	第三者割当の方法によります。 LCAO　　400,000,000円（20個） MAP246　100,000,000円（５個）
⑧	利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2024年12月2日(Note: 年限2年)
⑨	償還価額	額面100円につき金100円
⑩	譲渡制限及び転換数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権付社債に係る買取契約において、本新株予約権付社債につき、以下の転換数量制限が定められております。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が2022年11月30日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換（以下「CB制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。 割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、CB制限超過行使を行うことができません。 また、割当先は、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじめ、当該転換がCB制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間でCB制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

⑪ その他	当社は、割当先との間で、割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本新株予約権付社債に係る買取契約を締結しております。

２．本新株予約権の募集の概要

① 割当日	2022 年 11 月 30 日
② 発行新株予約権数	50,000 個
③ 発行価額	総額 565,000 円（新株予約権 1 個につき 11.3 円）
④ 当該発行による潜在株式数	5,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は 45.90 円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤ 調達資金の額	総額 459,565,000 円（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 91.80 円とします。 2022 年 12 月 1 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「新株予約権修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「新株予約権修正基準日」といいます。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の小数第２位未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正基準日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.01 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該新株予約権修正日以降、当該新株予約権修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である 45.90 円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
⑦ 行使請求期間	2022 年 12 月 1 日～2024 年 12 月２日
⑧ 募集又は割当て方法（割当先）	第三者割当の方法によります。 LCAO　40,000 個 MAP246　10,000 個
⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第１項及び同規程施行規則第 436 条第１項乃至第５項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権に係る買取契約（以下「新株予約権買取契約」といいます。）において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められております。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2022 年 11 月 30 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。 割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、新株予約権制限超過行使を行うことができません。

	また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
⑩ そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、新株予約権買取契約を締結しております。 新株予約権買取契約において、以下の内容が定められております。 ※本新株予約権の買戻 当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当先から買い取るものとします。割当先は、当社の口座にかかる買取りによる当該本新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、振替法及び振替関連諸規則に従い、かかる記録のために割当先がとるべき手続を行います。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、本条に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。 ※行使許可 割当先は、①当社から本新株予約権の行使の許可（以下「行使許可」といいます。）を取得した場合で、かつ②当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間（以下「行使許可期間」といいます。）内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内でのみ本新株予約権を行使することができるものとし、かかる場合を除き本新株予約権を行使することができません。各行使許可期間は最長60取引日とし、各行使許可期間の末日は、本新株予約権の行使期間の末日を超えることはできません。行使許可期間の末日が本新株予約権の行使期間の末日を超える場合、行使許可期間の末日は本新株予約権の行使期間の末日に自動的に短縮されます。 ※譲渡制限 割当先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意しております。

（注）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

３．2021年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却の概要

① 銘　　　　　柄	株式会社プロルート丸光 2021 年第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
② 買　　入　　日	2022 年 11 月 30 日
③ 買　入　金　額	額面金額 100 円につき金 100 円（総額 430,000,000 円）
④ 買　入　資　金	第三者割当による 2022 年第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金
⑤ 消　　却　　日	2022 年 11 月 30 日
⑥ 消却額面総額	430,000,000 円
⑦ 消却後残存額面金額	０円

以　上